

# 身体拘束廃止・高齢者虐待防止 に関する指針

社会福祉法人 川崎寿松会

制定日	令和5年12月14日
-----	------------

## 1、身体拘束適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は人間の活動そのものを制限し、自由を抑制してしまいます。そして、何よりも拘束は、短時間でも大きな苦痛と著しい被害・ダメージをその方に与えてしまい、尊厳ある生活を阻むものです。当施設では利用者の尊厳と主体性尊重し、身体拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしないケアの実施に努めます。

### (1) 介護保険指定基準の身体拘束禁止の規定

サービス提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他、利用者の行動を制限する行為を禁止しています。

### (2) 緊急やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わないケアの提供をすることが原則です。しかしながら、以下の3つの要素の全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

- ①切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ②非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- ③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

上記3つの要件に照らし合わせながら最も良いケアの方法を常に検討していく姿勢を持ちます。

## 2、身体拘束廃止に向けての基本方針

### (1) 身体拘束の原則禁止

当施設においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

### (2) やむを得ず身体拘束を行う場合

本人又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束禁止委員会を中心に充分検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人・家族への説明同意を得て行います。

また、身体拘束を行った場合は、その状況についての経過を記録し、出来るだけ早期に拘束を解除すべく努力します。

### (3) 日常ケアにおける留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。

- ①利用者主体の行動・尊厳ある生活に努めます。
- ②言動や応対等で、利用者の精神的な自由を妨げないよう努めます。

- ③利用者の思いを汲み取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協同で個々に応じた丁寧な対応をします。
- ④利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為は行いません。万が一やむを得ず安全確保を優先する場合は、身体拘束禁止委員会において検討します。
- ⑤「やむを得ない」と拘束に順ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるよう努めます。

#### (4) 在宅福祉サービス

在宅サービス契約時、施設の方針を明確にし、理解をいただきます。

また、在宅生活の延長線上に施設利用があるということを認識し、ご本人、ご家族の思い・希望を汲み取り、ご本人の安全、ご家族の介護負担の軽減を充分考慮した上で、ケアの方向性を示します。

### 3、やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、以下の手順に従って実施します。

#### (1) カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束禁止委員会を中心として、各関係部署の代表が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に、切迫性・非代替性・一時性の3要素の全てを満たしているかどうかについて検討・確認します。

要件を検討・確認した上で、身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し本人・家族に対する説明書を作成します。

また、廃止に向けた取り組み改善の検討会を早急に開催します。

#### (2) 利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。

また、身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契約者・家族等に対し、身体拘束の内容と今後の方向性、利用者の状態などを説明し、同意を得たうえで実施します。

#### (3) 記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、専用の様式を用いてその様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録する。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討します。その記録は2年間保存し、行政担当部局の指導監査が行われる際に提示できるようにします。

#### (4) 拘束の解除

(3)に規定する記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。その場合には、契約者、家族に報告します。

<介護保険指定基準に規定する身体拘束禁止の対象となる具体的な行為>

- ① 徘徊しないように、車椅子やイス・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
  - ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
  - ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む
  - ④ 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
  - ⑤ 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋型をつける
  - ⑥ 車椅子・イスからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける
  - ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようなイスを使用する
  - ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
  - ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐ為に、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
  - ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
  - ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する
- ※①～⑪項目に類似したものは、身体拘束に該当する

#### 4、身体拘束廃止に関する各職種の役割

身体拘束廃止のためにチームケアを行う上で、各職種がその専門性に基づいて適切な役割を果たすこととする。

##### (1) 職種ごとの役割

<委員長>

- ・身体拘束禁止委員会の総括管理
- ・現場における諸課題の総括責任

<看護職員>

- ・医師との連携
- ・施設における医療行為の範囲の整備
- ・重度化する利用者の状態観察
- ・記録の整備

<生活相談員・介護支援専門員>

- ・身体拘束廃止に向けた職員教育
- ・医療機関、家族との連携調整
- ・家族のハード、ソフト面の改善
- ・チームケアの確立
- ・記録の整備

<栄養士>

- ・経鼻、経管栄養から経口への取り組みとマネジメント
- ・利用者の状態に応じた食事の工夫

<介護職員>

- ・拘束がもたらす弊害を正確に認識する
- ・利用者の尊厳を理解する

- ・利用者の疾病、障害等による行動特性の理解する
- ・利用者個々の心身の状態を把握し基本的ケアに努める
- ・利用者とのコミュニケーションを充分にとる
- ・記録の整備

## 5、身体拘束廃止・高齢者虐待防止に関する職員教育・研修

介護に関わる全ての職員に対して、身体拘束廃止・虐待防止と人権を尊重した介護及び看護の励行を図り職員教育を行う。また、実施した研修について内容、研修資料、対象者の記録と保管を行います。

### (1) 職員教育の内容

- ① 定期的な教育・研修（年2回以上、身体拘束、虐待防止各2回）を実施する
- ② 新任者に対する身体拘束廃止及び改善、虐待防止のための教育・研修を実施する
- ③ その他、必要な教育・研修を実施する

## 6、高齢者虐待防止に関する基本的な考え方

虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、利用者の尊厳保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に質することを目的に、虐待の防止とともに虐待の早期発見、早期対応に努め、虐待防止に該当する次の行為のいずれも行いません。

- ① 身体的虐待：利用者の身体に外傷が生じる、または生じる恐れのある暴力を加える、または正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。
- ② 介護の放棄・放置：利用者を衰弱させるような著しい減食、または長時間の放置、他の利用者による身体的虐待、性的虐待、心理的虐待に掲げる行為と同様の行為の放置、その他の擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ③ 心理的虐待：利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応、または不当な差別的言動、その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を言うこと。
- ④ 性的虐待：利用者にわいせつな行為をすること、または利用者にわいせつな行為をさせること。
- ⑤ 経済的虐待：利用者の財産を不当に処分すること、その他利用者から不当に財産上の利益を得ること。

## 7、虐待等が発生した場合の対応方針に関する基本方針

虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的事実確認の結果、虐待等が職員であったことが判明した場合には、役職の如何を問わず、厳正に対処します。

また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

## 8、虐待等が発生した場合の相談、報告体制に関する事項

- (1) 職員は利用者、利用者家族または職員から虐待の通報がある時は、本方針に沿って対応しなければならない。
- (2) 居宅系サービスにおいて、虐待等が疑われる場合は関係機関に報告し速やかな解決につなげる。
- (3) 入居系サービスは、利用者等に虐待が疑われる場合は虐待防止担当者に速やかに報告する。その後、速やかに解決につなげる。
- (4) 施設内における高齢者虐待は、外部から把握しにくい事が特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。
- (5) 委員会は施設内において、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに施設長に報告する。委員長は委員会を開催し、速やかに市町村に通報しなければならない。
- (6) 必要に応じて、関係機関や地域住民等に対して説明、報告を行う。
- (7) 報告、解決の手順は高齢者虐待防止マニュアルを参照する。

## 9、成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者またはご家族に対して、利用可能な権利擁護事業について説明し、その求めに応じ社会福祉協議会または市町村等の適切な窓口を案内するなどの支援を行います。

## 10、虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 虐待等の苦情相談について、苦情受付担当者は寄せられた内容について苦情解決責任者(管理者)に報告します。
- (2) 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、該当者に不利益が生じないよう細心の注意を払います。
- (3) 対応の流れは、上述の「虐待等が発生した場合の相談、報告体制に関する事項」に依るものとします。
- (4) 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告します。

## 11、身体拘束廃止・虐待防止に関する指針等の開示について

次の方法により利用者及び家族等に開示する。

- ① 特別養護老人ホーム寿松苑及びグループホームことぶきの廊下に掲示する
- ② 川崎寿松会ホームページに掲載する

## 12、身体拘束廃止・高齢者虐待防止に関する体制

(1) 身体拘束禁止・高齢者虐待防止委員会の設置等

①身体拘束禁止・虐待防止委員会を設置し、身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善、身体拘束を実施せざるを得ない場合の手続き、身体拘束を実施した場合の解除の方法等を検討するとともに、身体拘束廃止に関する取り組み等を全職員へ指導します。虐待防止の指針の整備に関する事、虐待防止の為の職員研修に関する事、虐待等について職員が相談、報告できる体制整備すること、職員が虐待等をした場合に、市町への通報が迅速かつ適切に行われる為の方法に関する事を協議します。

②身体拘束禁止・虐待防止委員会の責任者

・身体拘束禁止・虐待防止委員長 介護士 阿部未雪

③身体拘束禁止・高齢者虐待防止委員会の構成員

・特別養護老人ホーム寿松苑	施設長	岩渕一昌
・特別養護老人ホーム寿松苑	主任生活相談員	菅原美紀
・特別養護老人ホーム寿松苑	看護師長	菅原雅彦
・特別養護老人ホーム寿松苑	介護士	藤江大誠
・特別養護老人ホーム寿松苑	介護士	千葉幸恵
・寿松苑デイサービスセンター	看護職員	千葉国子
・グループホームことぶき	介護士	菅原喜代好

④身体拘束禁止・虐待防止委員会の開催

・定期的に3ヶ月に1回以上開催  
・その他、必要な都度開催

### 13、その他虐待防止の推進の為に必要な事項

高齢者虐待防止等の為の職員研修のほか、県社会福祉協議会や老人福祉施設協議会等により提供される権利擁護及び虐待防止に関する研修等には積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないように常に研鑽を図ります。

(制定) 平成30年5月8日

(改定) 令和2年4月15日

(改定) 令和5年12月14日

## 緊急やむを得ない身体的拘束に関する経過観察・再検討記録

氏名： 様

月日時	日々の心身の状態等の観察・再検討結果	カンファレンス 参加者	記録者 サイン